

施術費制度あり方検討会について

施術費制度①

- 正式名称は、札幌市国民健康保険医業類似行為
施術費(略称:「施術費」)
- はり・きゅう・マッサージなどの施術を指定治療院
で受ける場合に、費用の一部を補助する札幌市
国保の独自制度
- 保険が適用される法定の「療養費」とは別の制度
- 「札幌市国民健康保険条例」第8条に規定する
「保健事業」(健康保持増進)として実施
- 「札幌市国民健康保険医業類似行為施術費支給
に関する規則」に基づき、実施

施術費制度②

- 施術種類: 6術(はり、きゅう、マッサージなど)
- 対象疾患: 9疾患(神経痛、リウマチなど)
- 期間・回数: 6か月・45回まで(延長あり)
- 1回3,000円(補助1,600円、本人1,400円)
- 補助は保険料から支出
- 施術費利用には、医師の証明が必要
- 医療との併用可、複数術併用可などの特徴

施術費制度③

(24年度実績)

- 支給件数: 59,787件
- 利用者数: 2,342人
- 施術所数: 約370
- 施術費(補助額): 95,659千円

これまでの経緯

- S37 市民からの請願→制度創設
限定的な法定療養費の補完
- S42 法定療養費の範囲拡大
はり・きゅう:2疾患→6疾患
- H20 後期高齢者医療制度開始
対象者が大幅に減少
- H22 事業仕分け
市税等を投入している中、法定療養費以上の助成を今後も行うのか、検討すべき→結果は、「廃止・見直し」「現行どおり」が半々

施術費と療養費の比較

- 札幌市国保の加入者が、治療院等で、はり・きゅう・マッサージなどを受ける場合、「施術費」「療養費」のいずれかを利用できる。

※施術費と療養費の比較(別紙)

検討の背景・目的①

- 制度創設以降、状況は大きく変化
- 当初目的は、法定療養費の補完～その後、療養費の範囲が拡大(一部重複あり)
- 支給件数が減少
H20:100,895件→H24:59,787件、約40%減
- 利用者が限定
約46万人のうち2,342人、約0.5%
- 保健事業は、生活習慣病対策の重点化が求められている。

検討の背景・目的②

- 施術費制度の目的や必要性、対象範囲などをより明確にしたい。
- 期間・回数、料金、補助額などの妥当性をより明確にしたい。

検討事項(案)

- 1 なぜ施術費制度が必要か。(制度目的)
- 2 対象範囲はどうあるべきか。
(施術種類、対象疾患)
- 3 制度内容は適切か。(期間、回数、料金など)
- 4 法定療養費との関係はどうあるべきか。
(重複部分)
- 5 医療との関係はどうあるべきか。(証明、併用)

検討スケジュール(案)①

- 9月上旬 国保運営協議会に「検討会」を設置
- 10月上旬 第1回検討会
(現状説明、スケジュール、意見交換)
- 10月中旬～ 利用者アンケート実施
- 11月上旬 第2回検討会 (施術団体ヒアリング)
- 11月下旬 第3回検討会
(アンケート結果、施術団体ヒア結果、意見交換)
- 12月中旬 第4回検討会(意見交換)

検討スケジュール(案)②

- 12月 国保運営協議会に中間報告
- 1月下旬 第5回検討会(検討事項のまとめ)
- 3月上旬 第6回検討会(最終報告案の検討)
- 3月 国保運営協議会に最終報告
- 4月～ 市としての方針決定